

大阪市こども・子育て支援計画（第 2 期） （素案）

大阪市
令和 2 年度～令和 6 年度

大阪市こども・子育て支援計画（第2期） 目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 策定の背景
- 2 計画の趣旨・位置づけ・期間・対象
- 3 指標・目標の設定
- 4 社会全体でこども・子育て支援に取り組むうえでの計画の役割

第2章 現状と課題

- 1 大阪市の人口等及びこども・青少年、子育てに関する状況
- 2 ニーズ調査の結果から見た現状
- 3 第1期計画での取組状況
- 4 大阪市における主な課題

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 重視する視点
- 3 計画がめざす「大阪市のまち像」
- 4 施策の基本方向
- 5 基本施策

第4章 重点的に取り組む施策

第5章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画

- 1 提供区域の設定
- 2 各年度における量の見込みと提供体制の確保

第6章 基本施策と個別の取り組み

第7章 計画の推進にあたって

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進捗管理及び検証・改善
- 3 社会・経済情勢の変化等への対応
- 4 国・大阪府など関係機関との連携
- 5 自律した自治体型の区政運営

巻末資料

量の見込みと提供体制の確保（第 1 期計画）年度別実績

24区ごとの人口推計及び量の見込みと提供体制の確保（第 2 期計画）

参考資料

用語の説明

こども・子育て支援会議条例

こども・子育て支援会議条例施行規則

こども・子育て支援会議委員名簿

大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議開催要綱

パブリック・コメント手続きの実施結果について

大阪市こども・子育て支援計画策定経過

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年に、平成17年度から10年間の時限立法として次世代育成支援対策推進法が制定されました。この法律のもと、市町村は「市町村行動計画」の作成が義務づけられ、大阪市では、「大阪市次世代育成支援行動計画」（前期・後期計画）（平成17年度から平成26年度）を策定し、子ども・子育て支援にかかる施策を推進してきました。

平成24年には、消費税率引き上げによる増収分を活用し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるため、子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」として実施されました。そして、この新制度のもと、市町村は子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の作成が義務づけられました。また、平成26年に次世代育成支援対策推進法が一部改正され、時限立法であった法律が令和7年3月まで10年間延長され、この法律に基づく「市町村行動計画」の作成については義務から任意になりました。大阪市では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「市町村行動計画」を一体のものとして、「大阪市こども・子育て支援計画」（平成27年度から平成31年度）（以下、「第1期計画」という。）を策定し、包括的な視野から総合的なこども・子育て支援施策を推進してきました。

2 計画の趣旨・位置づけ・期間・対象

（1）計画の趣旨（計画策定の根拠となる法律）

本計画は「大阪市こども・子育て支援計画（第2期計画）」とし、第1期計画を踏まえ、こども、青少年、若者、子育て家庭を対象とした包括的な視野から総合的な支援施策を推進します。

本計画は、第1期計画と同様に、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」とし、この2つの計画を一体のものとして策定します。

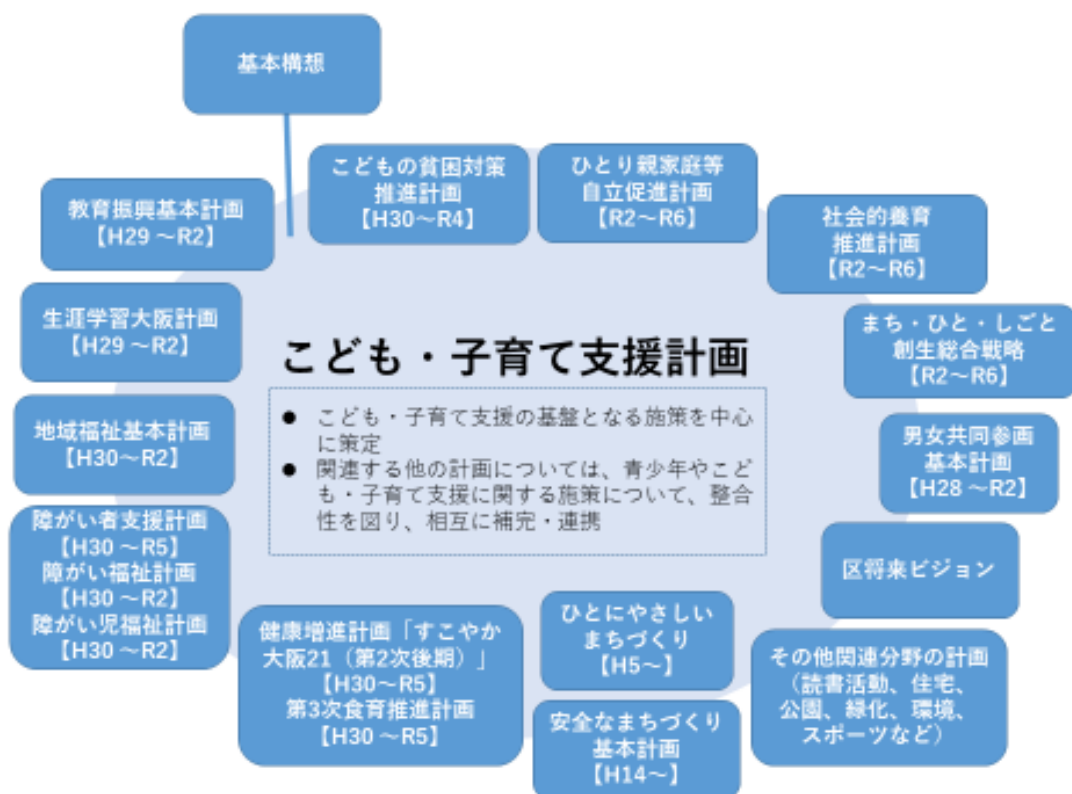
<本計画の根拠となる法律について>

法律	計画策定の根拠条文
子ども・子育て支援法	(市町村子ども・子育て支援事業計画) 第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
次世代育成支援対策推進法	(市町村行動計画) 第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

(2) 計画の位置づけ（関連計画）

本計画は、こども・子育て支援の基盤となる施策を中心に策定しています。

関連する大阪市の他の計画に掲げる施策や事業については、各計画を尊重し、各計画との整合性を図りつつ、こども・子育て支援の視点から重点化した施策や事業を本計画に位置づけています。本計画及び他の計画に基づく施策や事業の実施にあたっては、めざすべき方向を共有しながら相互に協力・連携し、全庁的・分野横断的な視野から効果的に推進します。



<関連性が高い主な計画について>

大阪市教育振興基本計画（平成 29 年度～令和 2 年度）

平成 18 年に改正された教育基本法において、地方公共団体は、国の計画を参考にして、それぞれの地域に応じた教育施策に関する基本計画、すなわち「教育振興基本計画」を定めるよう努めることとされました。

大阪市では、平成 24 年 5 月に公布施行された大阪市教育行政基本条例により教育振興基本計画を必ず定めることとしています。

この計画では、2 つの最重要目標「子どもが安心して成長できる安全な社会（学校園・家庭・地域）の実現」、「心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上」と、目標を達成するために重点的に取り組むべき施策を、総合的かつ計画的に推進しています。

大阪市こどもの貧困対策推進計画（平成 30 年度～令和 4 年度）

平成 28 年度に実施した、大阪市子どもの生活に関する実態調査の結果からは、世帯の経済状況や生活状況が、こどもや青少年の生活や学習理解度にも影響を与えていること、ひとり親世帯や若年で親となった世帯の経済的な厳しさなどが確認されました。世帯の経済状況や生活状況はこどもには責任はないことから、世帯の状況にかかわらず、すべてのこどもや青少年が、生きる力を備え、心豊かに未来を切り開いていけるよう支援する必要があります。

こどもの貧困対策は、子育て、教育、福祉、健康、就労などの問題が複合的に絡み合っていることから、多岐にわたる分野が横断的に連携して取り組む必要があります。そこで、大阪市を挙げて、こどもの貧困対策を総合的に推進する観点から、関連する施策を体系的にとりまとめ、大阪市こどもの貧困対策推進計画を策定しています。

大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和 2 年度～令和 6 年度）

<現在策定中の次期大阪市ひとり親家庭等自立促進計画の内容を掲載>

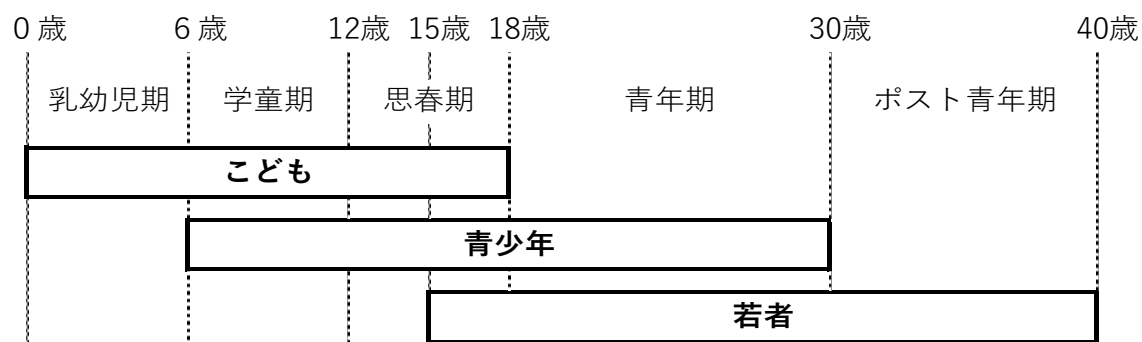
<現在策定中の大阪市社会的養育推進計画の内容を掲載>

（３）計画の期間

本計画は、令和２年４月１日から令和７年３月３１日までの５年間を対象期間としています。

（４）計画の対象

本計画は、すべてのこども・青少年（事業によっては若者を含む）と子育て家庭を対象とし、発達過程の特性と連続性を重視した施策を推進します。



こども ： 乳幼児期、学童期及び思春期の者。（０歳～１８歳）

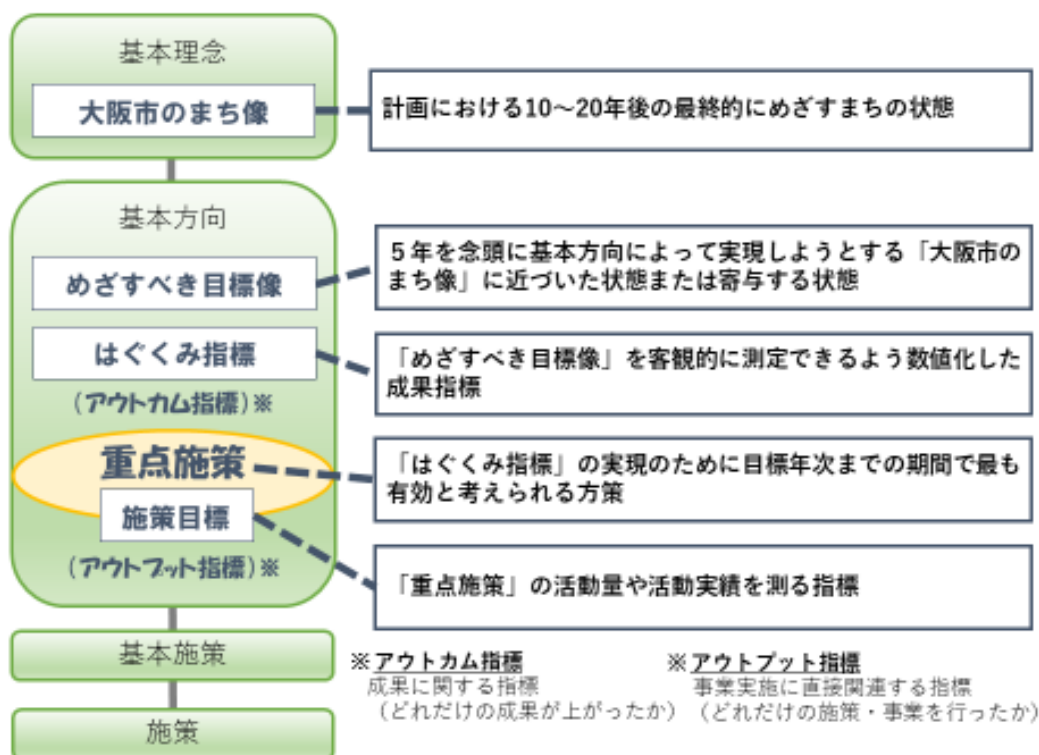
青少年 ： 学童期から青年期までの者。（６歳～おおむね３０歳）

若者 ： 中学校卒業後から青年期の者。事業によっては、４０歳未満までのポスト青年期の者も対象となる。（１５歳～４０歳未満）

- ※ 乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者。
- ※ 学童期は、小学生の者。
- ※ 思春期は、中学生からおおむね 18 歳までの者。
- ※ 思春期の者は、こどもから若者への移行期として、事業により、こども、若者それぞれに該当する場合がある。
- ※ 青年期は、おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満までの者。
- ※ ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40 歳未満の者。

3 指標・目標の設定

本計画においては、本計画の基本的な考え方である「基本理念」のもと、最終的にめざす「大阪市のまち像」を設定しています。そして、「大阪市のまち像」の実現に向け、施策を3つに分け、それぞれに「めざすべき目標像」とその達成状況を示す「はぐくみ指標」を設定しています。そして、「はぐくみ指標」を具体的に実現していくため、「はぐくみ指標」ごとに「重点施策」とその達成状況を示す「施策目標」を設定しています。



また、本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援計画」として、子ども・子育て支援法に基づいて国が示す「基本指針」のもと、次の就学前のこどもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業については、提供区域を設定し、提供区域ごとに量の見込み及び提供体制の確保の内容を設定しています。

就学前のこどもにかかる教育・保育（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業）

1	1号認定（3～5歳児、幼児期の学校教育のみ）
2	2号認定（3～5歳児、保育の必要性あり）
3	3号認定（0～2歳児、保育の必要性あり）

地域子ども・子育て支援事業

1	延長保育事業（時間外保育事業）
2	放課後の居場所を提供する事業（児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業）
3	子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）
4	地域子育て支援拠点事業
5	一時預かり事業（幼稚園在園児対象）
6	一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象）
7	病児・病後児保育事業
8	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
9	利用者支援事業
10	妊婦健康診査事業
11	乳児家庭全戸訪問事業
12	養育支援訪問事業 （子ども家庭支援員・エンゼルサポーター・専門的家庭訪問支援事業）

計画の推進にあたっては、これらの指標や目標の達成をめざし、その進捗状況を把握・検証し、改善・充実を図ります。

4 社会全体でこども・子育て支援に取り組むうえでの計画の役割

こども・子育て支援は行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校園、企業、そして市民一人ひとりが、自ら行動し、共に力を出しあって連携、協力していくことが不可欠です。

こどもや青少年の健やかな成長を、社会全体で見守り、はぐくむ大阪市を実現するために、まず、個人や家庭で解決する「自助」、住民相互の助けあいの中で解決する「共助」、行政が

取り組む「公助」という「補完性の原則」もふまえ、それぞれの主体が果たすべき役割を担いながら、バランス良く取組を進めていくことが重要です。

行政計画として策定する本計画は、社会全体で共有すべきこども・子育て支援の普遍的な理念を構想し、計画の基本理念として示しながら、それに基づき、「公助」として行政が担うべき取組を取りまとめるものです。さらに、市民や地域の主体的な「自助」や「共助」の活動を支援する取組も取りまとめています。

市民や地域の主体的な活動の一層の活性化と計画に基づく行政施策の着実な推進が両輪となって、大阪で暮らし、活動するすべての人の総合力が高まり、次代を担うこどもたちの健やかな成長を社会総がかりではぐくんでいくことをめざします。